

熊谷市地域電子マネー「クマPAY」加盟店規約

本規約は、熊谷市地域電子マネー「クマPAY」事業実施要綱に定める事項に関して、熊谷市（以下「発行者」という。）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という。）を定めることを目的とする。

発行者から加盟店としての登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」という。）は、本規約に同意した上で、発行者に対し、加盟店の登録を申し込む必要がある。加盟店希望者が加盟店の登録をした場合は、本規約に同意したものとみなす。

（定義）

第1条 本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとする。

- (1) 「加盟店」とは、クマPAYを使用することができる加盟店として発行者が登録する事業者をいう。
- (2) 「対象商品等」とは、加盟店がクマPAYと引き換えに利用者に提供するものとして、発行者が承認した商品又はサービスをいう。
- (3) 「クマPAY」とは、発行者が、本システムを通じて、利用者に対して発行し、電磁的方法により記録される電子マネーであって、利用者が加盟店においてクマPAY使用取引の決済に使用することができるものをいい、別表1に定める条件が適用されるものをいう。
- (4) 「発行所」とは、発行者以外にクマPAYを発行または残高チャージできる事業所をいう。
- (5) 「クマPAY使用取引」とは、利用者が加盟店において、発行者から発行を受けたクマPAYと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいう。
- (6) 「クマPAY取引金額」とは、クマPAY使用取引において決済されたクマPAYに相当する金額をいう。
- (7) 「クマPAY利用手数料」とは、クマPAY取引金額に応じて加盟店が発行者に支払う手数料をいい、手数料の割合は別表1に定めるものとする。
- (8) 「クマPAY発行代金」とは、クマPAYの発行を受けるために、利用者が発行者に対して支払う代金をいう。
- (9) 「クマPAYカード」とは、クマPAYの発行、利用のために発行者が利用者に対し発行する、二次元コードが掲載されているカードをいう。
- (10) 「本システム」とは、クマPAYの発行・管理システムをいう。
- (11) 「利用者」とは、発行者にクマPAY発行代金の納付を行い、発行者からクマPAYの発行を受け、当該クマPAYを利用し、又は利用しようとする者をいう。

（加盟店の登録）

第2条 加盟店希望者は、本規約の内容を承諾の上、発行者に対する加盟店申込書の提出、

その他発行者所定の方法に従い、加盟店としての登録を申し込むものとする。加盟店希望者は、発行者に対して、申込み時に記載し、入力し、又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとする。

- 2 発行者は、加盟店希望者が前項の申込みをした場合は、加盟店の登録審査を行い、審査の結果、加盟店として加盟店希望者の登録を認めるときは、加盟店希望者に対し、その旨通知するものとする。
- 3 発行者は、前項の通知をしたときは、速やかに本システム上に所定の情報を入力する方法により、加盟店希望者に関する情報を登録するものとする。
- 4 本契約は、発行者が加盟店に対して第2項に従って通知をしたときに成立するものとする。
- 5 加盟店は、前項に従い登録した情報について変更がある場合には、速やかに発行者に対し変更の届出をするものとする。

(クマPAY使用取引)

第3条 加盟店は、別表1に定めるクマPAYの内容及び条件に従い、利用者との間で、クマPAY使用取引を行うことができるものとする。

- 2 加盟店は、クマPAY使用取引において、利用者がクマPAYアプリで加盟店に掲示してある支払用二次元コードを読み取る方法または加盟店がクマPAYの二次元コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するクマPAYを減じる操作を行う方法により、クマPAYによる決済を実施するものとする。
- 3 加盟店は、次項に定める場合のほか、利用者からのクマPAY使用取引の申込みを拒絶しないものとする。
- 4 加盟店は、利用者からクマPAY使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、クマPAYによる決済を行ってはならないものとする。
 - (1) 利用者から、対象商品等以外の商品又はサービスについて、クマPAYによる決済を求められた場合。
 - (2) 利用者から、二次元コードをキャプチャした画像、その他クマPAYカード又はこれらに表示される二次元コードの複製物による決済の申込みを受けた場合。
 - (3) 偽造若しくは変造されたクマPAYカード又はこれらに表示される二次元コードを提示された場合。
 - (4) 発行者からクマPAY使用取引の中止を求められた場合。
- 5 加盟店は、原則として利用者との間で行ったクマPAY使用取引の取消し又は解除はできないものとする。ただし、法令に基づき売買契約の取消し又は解除等が認められる場合は、その限りでなく、その場合において利用者が加盟店から返金を受ける必要があるときは、加盟店は、自らの責任において対応するものとする。

(加盟店)

第4条 加盟店は、発行者所定の加盟店標識及び販促物等（ポスターを含む。）を、発行者

の指示に従って掲示し、又は表示するものとする。

(クマPAY取引金額等の支払)

第5条 クマPAY取引金額、クマPAY利用手数料及びクマPAY発行代金は、第3条第2項に定める加盟店又は利用者による操作が本システムに反映された時点で確定する。

2 発行者は、クマPAY取引金額を毎月末日(以下「売上締め日」という。)で締め、加盟店に対し、翌月末日までに加盟店が指定した振込先口座に、売上締め日まで(以下「取扱期間」という。)のクマPAY取引金額(ただし、第3条第5項により取り消し、又は解除されたクマPAY使用取引に係るクマPAY取引金額、第7条第2項又は第4項により支払を要しないクマPAY取引金額、同条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。)を支払うものとする。

3 加盟者は、クマPAY発行代金を売上締め日で締め、売上締め日の15日後までに発行者が指定した口座に、取扱期間のクマPAY発行代金を振り込むものとする。

(不正なクマPAY使用取引の処理)

第6条 加盟店が第3条第4項第1号又は第4号のいずれかに該当する場合においてクマPAY使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合においてクマPAY使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとする。

2 発行者は、加盟店が第3条第4項第1号又は第4号のいずれかに該当することを認識したうえでクマPAY使用取引を行ったときは、加盟店に対し当該、クマPAY使用取引に係るクマPAY取引金額を支払う義務を負わないものとする。

3 前項に規定する場合において、発行者が加盟店に対し当該クマPAY使用取引にかかるクマPAY取引金額を支払済みであるときは、加盟店は、発行者に対し当該金額を、当該、クマPAY使用取引の翌取扱期間におけるクマPAY取引金額から当該、クマPAY使用取引に係るクマPAY取引金額を差し引く方法により返還するものとする。

4 発行者は、加盟店が第3条第4項第4号に該当することを認識したうえでクマPAY使用取引を行ったと発行者が判断した場合又は加盟店が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合は、加盟店に対し当該、クマPAY使用取引に係るクマPAY取引金額相当額の支払を拒絶することができるものとする。なお、当該、クマPAY使用取引が第3条第4項第1号に該当しないことが判明した場合は、発行者は、加盟店に対し当該、クマPAY使用取引に係るクマPAY取引金額を、直近の取扱期間のクマPAY取引金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとする。

(クレーム対応等)

第7条 加盟店は、対象商品等に関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合は、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者にいかなる迷惑もかけないものとする。

- 2 加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとする。
- 3 加盟店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はその恐れがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者所定の方法で、発行者に対して報告するものとする。また、加盟店が前2項のクレーム対応を行う場合又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者への通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 加盟店は、本規約及び本システム利用規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとする。

- 2 加盟店は、発行者がクマPAYの利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとする。
- 3 加盟店は、発行者が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとする。

(秘密保持義務)

第9条 加盟店は、本規約の内容及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏えいし、開示し、又は提供してはならないものとする。ただし、あらかじめ相手方から書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合は事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報（個人情報の取扱い）

第10条 加盟店は、本契約の履行及びクマPAY使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に定義される意義を有するものとする。）を取り扱う場合は、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとする。

- 2 加盟店が、本契約の遂行又はクマPAY使用取引のために個人情報を取得する場合は、

その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとする。

- 3 加盟店は、本契約の履行又はクマPAY使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」という。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとする。
- 4 加盟店は、本個人情報を、本契約の履行又はクマPAY使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとする。
- 5 加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合は当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。また、発行者は、加盟店の本個人情報の取得、取扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知した上で加盟店の事務所等に立ち入ることができるものとし、加盟店は、発行者の調査に協力するものとする。
- 6 加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとする。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議の上、決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとする。
- 7 加盟店は、本規約に違反し、又は本取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合は、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとする。加盟店は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

（契約期間）

第11条 本契約は、第2条第4項の規定による本契約の成立時に効力を生じ、効力発生最初に到来する3月末日まで効力を有するものとする。

2 前項にかかわらず、契約期間満了日の3ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない場合は、本契約は、契約期間満了日の翌日から、自動的に1年間同内容で更新されるものとし、以後も同様とする。

3 加盟店は、本契約を終了する旨の通知をする場合は、発行者の指定する書式及び方法にて行うものとする。

4 前各項にかかわらず、本システムが理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとする。この場合において、加盟店は、本契約の終了による損害の補償等を発行者に請求することはできない。

（解約）

第12条 加盟店は、解約日の3ヶ月前までに、発行者所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができる。

2 発行者は、解約日の3ヶ月前までに加盟店に書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができるものとする。

(解除)

第13条 発行者は、加盟店が次のいずれかの事由に該当した場合は、直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
- (5) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 解散又は営業停止状態となったとき
- (7) 発行者による連絡が取れなくなったとき
- (8) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
- (9) 加盟店に対してクレームが頻発し、発行者が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店が必要な対応を行わないとき
- (10) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないと発行者が判断したとき
- (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合
- (12) その他発行者が加盟店との本契約の継続が困難であると判断した場合

2 本条に基づき本契約が終了した場合において、発行者は、加盟店に対し設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負わない。

(契約終了時の処理)

第14条 加盟店は、本契約が終了した場合は、いかなる理由を問わず、直ちにクマPAY使用取引を停止する。

2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合は、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用される。

3 本契約終了後も、第6条(不正なクマPAY使用取引の処理)、第7条(クレーム対応等)、第9条(秘密保持義務)、本条(契約終了時の処理)、第16条(損害賠償・費用負担)、第17条(通知の方法)、第19条(権利の譲渡等)、第20条(協議)、第21条(準拠法、管轄裁判所)の規定については、その効力が存続するものとする。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第15条 加盟店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等(以下あわせて「加盟店等」という。)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等

標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 加盟店は、加盟店等が自ら又は第三者を利用して、発行者又は第三者に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 発行者は、加盟店等が前2項に違反している疑いがあると判断した場合は、直ちに本契約及び発行者と加盟店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し、若しくは契約を解除し、又はその加盟店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとする。

4 発行者は、本条の解除等により、加盟店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとする。

(損害賠償・費用負担)

第16条 加盟店は、加盟店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとする。

2 発行者は、加盟店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負わない。また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

(通知の方法)

第17条 本契約に関する発行者から加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電、メッセージの送信若しくは電子メールアドレスへの電子メールの送信又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとする。

2 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メー

ルの送信の方法により行われる場合は、発行者が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなす。

(本規約の変更)

第 18 条 発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとする。

発行者は、本規約を変更した場合は、インターネットのウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により加盟店に当該変更内容を通知するものとする。

(権利の譲渡等)

第 19 条 加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡し、転貸し、担保に差入れ、その他形態を問わず処分することはできないものとする。

(協議)

第 20 条 発行者及び加盟店は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、誠実に協議して解決を図るものとする。

(準拠法、管轄裁判所)

第 21 条 本契約に関する訴訟については、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとする。

附 則

この規約は、決裁日から施行する。

別表1（第1条、第3条関係）

クマPAY概要

1	地域電子マネーの名称	クマPAY
2	発行開始日	令和5年11月1日
3	発行期間	令和5年11月1日から発行期間の末日は未定
4	有効期間	利用者が最後に利用(支払い又は発行)した日より2年とする。ただし、熊谷市の事業に合わせて発行されるクマPAYの有効期限は、発行する都度、定めるものとする。
5	発行価格	1マネー：1円
6	発行限度額	発行上限額：50万マネー（50万円相当額）に達するまで
		1回の発行可能額：49,000マネー（49,000円相当額）
7	利用手数料	無料
8	加盟店及び利用可能エリア	熊谷市内所在の加盟店とする。利用可能な加盟店に関する情報は熊谷市のホームページまたはクマPAYアプリ内等に掲載する。
9	発行方法	アプリ内及び販売所にて発行する。
10	換金方法	市が確認した利用実績に応じて指定口座へ振り込む。
11	利用条件	クマPAY使用取引において、クマPAYが不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができる。
12	払戻条件	発行者は、クマPAYの払戻しは行わない。